

ICT先進都市・東京のあり方懇談会設置要綱

平成29年1月18日制定 28総情企第1556号
平成30年3月12日一部改正 29総情企第2185号

(名称)

第1条 本会は、ICT先進都市・東京のあり方懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、東京の持続的な成長に向け、情報通信技術等の様々な分野の専門家から意見を聴取し、都が今後取るべき政策方針及び中長期的・大局的な視点から必要となる施策の検討、取りまとめの基礎とすることを目的に、「ICT先進都市・東京のあり方懇談会」を設置する。

(組織)

第3条 懇談会は、知事が別途委嘱する構成員をもって組織する。

- 2 構成員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 座長は、構成員の互選により定める。

(懇談会)

第4条 懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、懇談会構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 知事を除く懇談会構成員のうち、実際に懇談会に出席した者に対しては、都の基準により定める報酬を支払うことができる。
- 4 懇談会の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第5条 懇談会に、分科会を置く。

- 2 分科会は、懇談会の付託を受けて、その分野に属する事項を検討する。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会長が会の招集を行う。
- 4 分科会長は、構成員の中から座長が指名する。
- 5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会の資料及び議事録については非公開とし、内容を取りまとめた後、懇談会に報告する（懇談会において分科会報告事項を公開する。）。

(事務局)

第6条 懇談会の庶務は、総務局情報通信企画部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月12日から施行する。